

第2 暴力団情勢

○ 暴力団構成員及び準構成員の状況

暴力団構成員及び準構成員の状況は平成13年末現在、約8万4,400人で、前年に比べ、約800人(1.0%)増加し、うち暴力団構成員は4万3,100人で、前年に比べ、約300人(0.7%)の減少となった。

また、五代目山口組、稲川会、住吉会の3団体の構成員は約3万0,400人(全暴力団構成員の70.5%)で、前年に比べ、約400人(1.3%)減少している。

○ 組織の解散、壊滅状況

平成13年中の組織の解散、壊滅は175組織(構成員数約1474人)で、前年に比べ、組織数で2組織(1.1%)減少しているが、構成員数で335人(29.4%)増加している。

このうち、五代目山口組、稲川会、住吉会の3団体の傘下組織の解散、壊滅は、122組織(構成員893人)で、全体の69.7%(構成員数60.6%)を占めている。

1 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的状況

平成13年における暴力団構成員及び準構成員の検挙件数は、4万6,768件で、前年に比べ3,882件(7.7%)減少している(図表2-1)。

平成13年における暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は3万0,917人で、前年に比べ137人(0.4%)減少し、このうち構成員の検挙人員は9,893人で、前年に比べ296人(2.9%)減少している(図表2-1、2)。

暴力団構成員及び準構成員の検挙人員を刑法犯、特別法犯別に見ると、刑法犯は1万9,650人、特別法犯は1万1,267人で、前年に比べ、刑法犯で18人(0.1%)減少し、特別法犯で119人(1.0%)それぞれ減少している(図表2-1)。

これを罪種別に見ると、暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は、覚せい剤取締法違反が7,298人(構成比23.6%)と最も多く、次いで傷害が4,838人(同15.6%)、恐喝が3,070人(同9.9%)、窃盗が2,757人(同8.9%)の順になっている(図表2-1)。

図表 2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙状況の比較

年次		検挙件数			検挙人員		
		平成12年	平成13年	増減	平成12年	平成13年	増減
罪種名							
刑	殺人	172	170	-2	305	294	-11
	強盗	457	352	-105	596	651	55
	放火	61	46	-15	60	48	-12
	強姦	162	119	-43	201	163	-38
	凶器準備集	8	11	3	61	79	18
	暴行	996	997	1	1,185	1,222	37
	傷害	3,667	3,490	-177	5,021	4,838	-183
	脅迫	482	480	-2	591	613	22
	恐喝	2,265	2,209	-56	3,290	3,070	-220
	窃盗	18,910	16,218	-2,692	2,623	2,757	134
法	詐欺	4,642	3,758	-884	1,556	1,723	167
	横領	108	144	36	113	107	-6
	文書偽造	1,086	924	-162	355	293	-62
	賭博	176	228	52	1,164	1,238	74
	わいせつ物頒布等	81	73	-8	126	112	-14
	公務執行妨害	442	444	2	466	462	-4
	競売等妨害	43	30	-13	110	78	-32
	犯人蔵匿	43	53	10	69	73	4
	証人威迫	7	11	4	11	15	4
	逮捕監禁	213	205	-8	412	474	62
犯	信用毀損・威力業務妨害	63	74	11	119	108	-11
	器物損壊	679	648	-31	573	515	-58
	暴力行為	38	38	-	78	46	-32
	その他刑法犯	775	939	164	693	749	56
	刑法犯合計	35,533	31,631	-3,902	19,668	19,650	-18
特	出入国管理・難民認定法	37	55	18	27	47	20
	軽犯罪法	212	356	144	211	353	142
	めいてい者規制法	4	8	4	4	7	3
	迷惑防止条例	189	258	69	195	272	77
	暴力団対策法	3	8	5	3	8	5
	自転車競技法	118	81	-37	338	201	-137
	競馬法	61	34	-27	270	174	-96
	モーターボート競走法	37	37	-	127	114	-13
	小型自動車競走法	2	1	-1	1	5	4
	風営適正化法	166	195	29	201	231	30
別	青少年保護育成条例	162	170	8	116	111	-5
	売春防止法	1,063	1,207	144	253	296	43
	児童福祉法	134	167	33	118	122	4
	出資法	67	71	4	57	76	19
	貸金業規制法	45	65	20	41	64	23
	宅地建物取引業法	0	2	2	0	2	2
	建設業法	11	6	-5	17	19	2
	銃刀法	899	862	-37	711	650	-61
	火薬類取締法	19	19	-	3	4	1
	麻薬等取締法	97	102	5	26	35	9
法	あへん法	7	2	-5	1	1	-
	大麻取締法	457	615	158	242	325	83
	覚せい剤取締法	10,534	9,927	-607	7,720	7,298	-422
	毒劇物法	323	275	-48	260	242	-18
	廃棄物処理法	105	182	77	121	204	83
	労働基準法	18	14	-4	13	15	2
	職業安定法	64	49	-15	67	51	-16
	健康保険法	0	3	3	0	5	5
	労働者派遣事業法	6	3	-3	5	3	-2
	旅券法	17	7	-10	10	8	-2
犯	麻薬等特例法	15	16	1	10	11	1
	その他の特別法犯	245	340	95	218	313	95
	特別法犯合計	15,117	15,137	20	11,386	11,267	-119
	総計	50,650	46,768	-3,882	31,054	30,917	-137

図表 2 - 2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

区分		平成12年	平成13年	増 減
罪種名				
刑	殺人	152	152	-
	強盗	148	172	24
	放火	20	9	-11
	強姦	33	42	9
	凶器準備集合	43	14	-29
	暴行	520	464	-56
	傷害	1,839	1,741	-98
	脅迫	314	299	-15
	恐喝	1,488	1,398	-90
	窃盗	638	665	27
法	詐欺	436	502	66
	横領	37	32	-5
	文書偽造	115	118	3
	賭博	131	118	-13
	わいせつ物頒布等	21	10	-11
	公務執行妨害	149	138	-11
	競売等妨害	47	22	-25
	犯人蔵匿	32	34	2
	証人威迫	9	11	2
	逮捕監禁	187	281	94
犯	信用毀損・威力業務妨害	50	45	-5
	器物損壊	205	176	-29
	暴力行爲	39	26	-13
	その他刑法犯	232	262	30
	刑法犯合計	6,838	6,709	-129
特	出入国管理・難民認定法	5	11	6
	軽犯罪法	80	89	9
	めいてい者規制法	-	3	3
	迷惑防止条例	144	210	66
	暴力団対策法	3	8	5
	自転車競技法	63	58	-5
	競馬法	49	24	-25
	モーターボート競走法	30	25	-5
	小型自動車競走法	1	-	-1
	風営適正化法	38	18	-20
別	青少年保護育成条例	46	35	-11
	売春防止法	27	36	9
	児童福祉法	55	51	-4
	出資法	26	31	5
	貸金業規制法	22	20	-2
	宅地建物取引業法	-	-	-
	建設業法	4	4	-
	銃刀法	362	316	-46
	火薬類取締法	2	2	-
	麻薬等取締法	5	6	1
法	あへん法	-	-	-
	大麻取締法	64	72	8
	覚せい剤取締法	2,122	1,949	-173
	毒劇物法	63	73	10
	廃棄物処理法	28	47	19
	労働基準法	5	8	3
	職業安定法	24	14	-10
	健康保険法	-	3	3
	労働者派遣事業法	3	1	-2
	旅券法	8	4	-4
犯	麻薬等特例法	2	5	3
	その他の特別法犯	70	61	-9
	特別法犯合計	3,351	3,184	-167
	総計	10,189	9,893	-296

(2) 山口組に係る犯罪の検挙状況

平成13年の山口組の構成員及び準構成員の検挙人員は1万5,354人で、前年に比べ40人(0.3%)減少しており、総検挙人員のほぼ半数を占めている(図表2-3、4)。

図表2-3 山口組、稲川会及び住吉会の構成員及び準構成員の検挙人員の推移

年次 区分	平 9	1 0	1 1	1 2	1 3
暴力団構成員及び準構成員の検挙人員	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917
うち山口組	14,715	15,903	16,515	15,394	15,354
うち稲川会	4,559	4,601	4,306	4,296	3,888
うち住吉会	4,118	14,13	4,216	4,106	4,570
3団体合計	23,392	24,635	25,037	23,796	23,812
()内は全体に占める割合(%)	(72.9)	(74.7)	(77.0)	(76.6)	(77.0)

図表2-4 山口組、稲川会及び住吉会の構成員の検挙人員の推移

年次 区分	平 9	1 0	1 1	1 2	1 3
暴力団構成員の検挙人員	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893
うち山口組	4,879	4,913	4,946	4,914	4,856
うち稲川会	2,454	1,504	1,616	1,409	1,227
うち住吉会	1,588	1,503	1,524	1,464	1,378
3団体合計	8,921	7,920	8,086	7,787	7,461
()内は全体に占める割合(%)	(83.0)	(74.6)	(76.4)	(76.4)	(75.4))

(3) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成13年における暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用・検挙状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を9件、同法第7条に規定する組織的な犯罪に係る犯人隠避事件を1件検挙するとともに、同法第10条に規定する犯罪収益等隠匿事件を4件検挙、同法第11条に規定する犯罪収益等収受事件を2件検挙している。

また、同法第23条に規定する起訴前の没収保全命令が警察の請求により1件発出されている。

【事例1】 山口組傘下組織関係企業代表者による労働者派遣事業法違反事件(秋田)

山口組傘下組織関係企業代表者(38)は、平成12年11月上旬から平成13年3月下旬までの間、業として、雇用する労働者12名を労働者派遣契約に基づいて、秋田県内の建設会社に派遣し、同派遣先会社の現場責任者の指揮命令の下に、建設業務に従事させ、もって、労働者派遣ができない業務について、労働者派遣事業を行ったものであるが、これによる犯罪収益76万8,500円が同人名義の口座に預金されていたことから、当該預金債権の処分等を禁止する起訴前の没収保全命令を裁判所に請求し、その発出を受けた(4月23日命令発出)。

【事例 2】 稲川会傘下組織組員らによるけん銃発砲を伴う殺人未遂等事件（神奈川）

稲川会傘下組織組員らは、同傘下組織が川崎市内の縄張において不正権益を維持する目的で、同じ川崎市内を活動拠点とする二率会傘下組織の住吉会への加入を阻止するため、二率会傘下組織構成員を射殺しようと企て、ほか数名と共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成13年3月、川崎市内の路上において、二率会傘下組織構成員2名に対し、所持のけん銃を発射し、同構成員らに命中させたが、それぞれ傷害を負わせたにとどまり、もって不特定若しくは多数の者の用に供される場所においてけん銃を発射するとともに団体の不正権益を維持する目的で人を殺そうとしたがその目的を遂げなかった（7月12日検挙）。

【事例 3】 山口組傘下組織幹部による競馬法違反事件に係る犯罪収益等隠匿事件（奈良）

山口組傘下組織幹部は、競馬施行者でないのに、いわゆるノミ行為をした際、平成13年1月から6月までの間、前後33回にわたり、申込み客から各競走に係る申込金と払戻金とを精算するなどした現金を借名口座に振込入金させ、約786万円を同口座に預け入れて、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した（7月23日検挙）。

【事例 4】 山口組傘下組織会長らによる売春防止法違反事件に係る犯罪収益等收受事件（鹿児島）

山口組傘下組織会長らは共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成13年1月から6月までの間、約60回にわたり、複数のデートクラブ経営者から、みかじめ料等の名目でそれぞれ同経営者が売春の周旋業により得た犯罪収益等であることの情を知りながら徴収し、約510万円の犯罪収益等を收受した（9月12日検挙）。

(4) 対立抗争事件の発生状況

平成13年の対立抗争事件数は5件、対立抗争に起因するとみられる不法事案の発生回数は81回で、前年に比べ、発生回数で63回増加している（図表2-5）。

図表 2 - 5 対立抗争事件の発生状況の推移

年 次	平 9	10	11	12	13
区 分					
発 生 事 件 数	6	11	11	5	5
うち山口組関与事件数	3	9	6	4	1
発 生 回 数	54	48	46	18	81
うち銃器使用回数	40	39	42	16	71
使 用 率（％）	75.5	81.3	91.3	88.9	87.7
死者数	3	4	3	1	4
うち暴力団構成員及び準構成員以外の一般被害者	1	0	0	0	0
負 傷 者 数	20	20	12	9	15
うち暴力団構成員及び準構成員以外の一般被害者	2	1	0	0	1

【事例 1】 稲川会対二率会の対立抗争事件（神奈川）

3月16日、神奈川県内において、二率会傘下組織事務所及び組長宅の計7か所が襲撃され、稲川会傘下組織事務所2か所にけん銃が撃ち込まれるなど、稲川会対二率会の対立抗争に関連するとみられる暴力行為事件が13件発生した（6月末までに銃刀法違反等で7名を検挙、けん銃10丁を押収）。

【事例 2】 松葉会対極東会の対立抗争事件（栃木・警視庁・長野・千葉）

3月11日、栃木県内において松葉会傘下組織幹部がけん銃で射殺される事案が発生し、その後、栃木県、東京都、長野県及び千葉県において松葉会対極東会の対立抗争に関連するとみられる暴力行為事件が21件発生した（11月18日までに銃刀法違反等で6名を検挙、けん銃1丁を押収）。

【事例 3】 國粋会主流派対反主流派の対立抗争事件（警視庁・茨城・栃木・埼玉・神奈川）

國粋会会長は、会の結束を強めるため傘下組織の長と親子盃を交わす構想を打ち出したが、3組織の長がこれを拒んだため同人らを平成13年3月3日付けで絶縁処分としたことに端を発し、同年4月24日、主流派に対するけん銃発砲事件が発生、その後、東京都、茨城県、栃木県、埼玉県及び神奈川県において主流派対反主流派の対立抗争に関連するとみられる暴力行為事件が40件発生した（9月末までに傷害等で14名を検挙）。

ア 銃器発砲事件数

平成13年における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生回数は178回で、前年に比べ86回増加している。これらの銃器発砲事件により24人が死亡、20人が負傷しており、前年に比べ、死者で7人増加、負傷者で4人減少している。（図表2-6）。

図表2-6 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区 分	年 次	平 9	10	11	12	13
銃 器 発 砲 回 数		124	134	133	92	178
うち対立抗争によるもの		40	39	42	16	71
死 者 数		16	13	22	17	24
負 傷 者 数		21	28	20	24	20

【事例 1】 山口組傘下組織幹部らによる産婦人科院長に対するけん銃使用殺人事件（岐阜）

山口組傘下組織幹部(23)らは、遺産相続のトラブルをめぐって、産婦人科院長の妻から、同院長の殺害を依頼され、1月、岐阜県内において、同院長の頭部にけん銃弾を発射して射殺した（5月22日までに被疑者6名を検挙、使用されたけん銃部品を押収）。

【事例 2】 稲川会系幹部らによる住吉会系組長らに対するけん銃使用の殺人等事件（警視庁）

8月18日、都内の斎場にて住吉会幹部の通夜が営れた際、稲川会系幹部らが潜入し、会場から出てきた住吉会幹部にけん銃弾を発射して射殺した（9月11日までに銃刀法違反等で2名を検挙）。

イ けん銃押収丁数

平成13年における暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数は591丁で、前年に比べ27丁増加している。

なお、ペンシル型銃及びマカロフ型けん銃の押収の大幅な増加が特徴である。

(図表2-7)。

図表2-7 暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数の推移

区 分 \ 年 次	平 9	10	11	12	13
押 収 け ん 銃 総 数	761 (100.0)	576 (100.0)	580 (100.0)	564 (100.0)	591 (100.0)
真 正 銃	660 (86.7)	494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	563 (95.3)
改 造 銃	101 (13.3)	82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	28 (4.7)

注：括弧内は押収けん銃総数に占める割合(%)である。

【事例1】 山口組傘下組織関係者らによるけん銃密造事件(愛知)

山口組傘下組織関係者(58)らは、通商産業大臣の許可を受けず、かつ法定の除外事由がないのに、平成12年9月ころから同年11月下旬までの間、愛知県豊橋市内の工場内において、ペンシル銃89丁を製造し、さらに、そのころ、自宅において銃砲弾336発を製造した(5月7日検挙)。

【事例2】 山口組傘下組織幹部らによる銃刀法違反事件(福岡)

山口組傘下組織幹部(46)は、法定の除外事由がないのに、平成13年4月、福岡県大野城市内所在の倉庫に、けん銃5丁及び実包142個を隠匿所持した(4月11日検挙)。

(5) 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯

平成13年の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は101件で、前年に比べ16件減少している(図表2-8)。内容としては、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが、全体の約7割を占め、また、公的融資制度を悪用した詐欺事件、出資法違反事件等の事犯の検挙件数も増加する傾向にあり、融資過程においても暴力団等の資金獲得活動が依然として続いていることがうかがわれる。

警察では、従来より、預金保険機構、整理回収機構、裁判所、金融機関等の関係機関との連携により、このような金融・不良債権関連事犯の検挙及び債権回収過程からの暴力団等の排除を推進してきたが、さらに、中小企業金融安定化特別保証制度の悪用を防止するため、信用保証協会等との連携の強化にも努めているところである。また、債権回収業に関する特別措置法(いわゆるサービサー法)の規定に基づき必要な援助を行うなど、債権回収会社との連携を進めている。

図表 2 - 8 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

年次	平 9	10	11	12	13
区 分					
融 資 過 程	2	11	18	19	27
債 権 回 収 過 程	77	74	84	98	74
総 計	79	85	102	117	101

注 1 : 「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注 2 : 「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

【事例 1】 住吉会会長らによる強制執行妨害等事件（警視庁）

住吉会会長(57)、総会屋(70)らは、神奈川県横須賀市内の産業廃棄物処理会社の倒産が必至となり、債権者である金融機関等により強制執行を受けるおそれが生じたため、平成11年 5 月、同社名義等の土地建物に内容虚偽の根抵当権を仮登記するなどして、強制執行を免れる目的で同社に仮装の債務を負担させた（ 5 月18日検挙）。

【事例 2】 松葉会傘下組織組長らによる競売入札妨害事件（群馬）

松葉会傘下組織組長(58)、ぱちんこ店従業員らは、同従業員が借り入れた住宅資金等の返済が滞り、同人所有の土地建物について競売が申し立てられるや、これを妨害し、廉価で自己取得しようと企て、平成 2 年 7 月、同地上の物置を虚偽の売買に基づく所有権保存登記するなどして、平成 3 年 6 月の入札期日から平成11年 9 月の入札期日の間の各入札において、入札希望者の入札を困難にさせ、もって偽計を用いて公の入札の公正を害した（ 2 月12日検挙）。

【事例 3】 旧住専大口債務者らによる強制執行妨害事件（福岡）

旧住専の大口債務者である金融会社役員(57)は、整理回収機構の申立てにより、福岡地裁から同社所有の賃貸不動産の賃料差押命令を受けたことから、将来同社の他の資産に関する差押命令を受けることを予想して、平成10年 9 月から平成12年 2 月までの間、多数回にわたり、同社名義の預金約 1 億2,700万円を従業員等の名義の口座に振込送金するなどして、強制執行を免れる目的で同社の財産を隠匿した（ 4 月 5 日検挙）。

【事例 4】 沖縄旭琉会傘下組織幹部らによる中小企業金融安定化特別保証制度を悪用した詐欺事件（沖縄）

沖縄旭琉会傘下組織幹部らは、中小企業金融安定化特別保証制度を悪用して金員を騙し取ることを企て、それぞれ実態のない会社を営んでいる旨の虚偽の申請書類を沖縄市等に提出し、同市長の認定と県の信用保証協会の保証を取り付け、合計7500万円を騙取した（ 5 月12日検挙）。

(6) 企業対象暴力の検挙状況

平成13年中における企業対象暴力事犯の検挙件数は、598件で、前年に比べ、113件増加している。また、総会屋、社会運動等標ぼうゴロの検挙件数は502件、検挙人員は848人で、前年に比べ、検挙件数で88件（ 21.3% ）、検挙人員で232人（ 37.7% ）それぞれ増加している。

なお、警察では、各都道府県警察に設置された「企業対象暴力特別対策本部」を中心として、暴力団、総会屋等による企業から不正な収益を獲得する活動等に対し、徹底した取締りを推進すると共に、相談体制の充実を図り、企業等に対する暴力団、総会屋等との関係遮断に向けた指導及び支援を強化しており、その結果、平成13年中商法違反(利益供与要求)事件を2件検挙したほか、未解決であった企業幹部襲撃等事件1件を検挙した。

【事例1】 社会運動標ぼうゴロらによる公共工事をめぐる恐喝等事件(和歌山)

建設会社を営む社会運動標ぼうゴロ(39)、山口組傘下組織幹部(40)らは、大阪市内の建設会社が受注した国道バイパス工事をめぐり、下請業者選定業務に介入して不当な利益を得ようと企て、平成11年3月から5月にかけて「わしとこにあいさつないやないか。工事できんようにするぞ。」等と脅迫し、自社との請負契約(契約金額約1,600万円)を締結させ、もって、下請選定業務を妨害するとともに、財産上不法の利益を得た(3月8日検挙)。

【事例2】 会社ゴログループによる商法違反(利益供与要求)事件(福岡)

紳士服小売会社の単位株を所有する会社ゴロ(53)らは、平成13年度の株主総会に関し、株主権の不行使の対価として、同社の株価下落の補てん名下に金員を得ようと企て、平成12年6月下旬ころから平成13年4月中旬ころにかけて、数回にわたり、同社に対し、株価低迷に関して社長の責任追及を示したうえ、同社に商品の購入や自己が保有する株式を現株価の7倍以上の価格で買い取ることを要求した(4月23日検挙)。

【事例3】 総会屋による企業脅迫事件(警視庁)

総会屋(48)は、平成12年12月14日、大手自動車製造会社幹部に架電して面談要求し、これを拒否されるや、「株主総会で発言するよ。お前を名指しでやったるぞ。」等と怒号し、さらに同社役員に架電し、「ホームページでやってやろうか。街宣だってやれるんだ。6月の総会には出席するからな。車で会社突っ込んでも仕方ないよな。」等と怒号し、同社株主総会に総会屋として出席し、同人等の名誉に対して害悪を加える旨を告知して脅迫した(6月18日検挙)。

【事例4】 工藤会傘下組織幹部による銃刀法違反等企業襲撃事件(福岡)

工藤会傘下組織幹部(48)は、平成12年6月12日、福岡市中央区内所在の大手総合会社支店正面において、同支店出入口の壁ガラスなどに向けて、所持のけん銃を用いて実包数発を発砲し、同社所有の壁ガラスなどを損壊した(10月9日検挙)。

(7) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪には、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反(ノミ行為等)が挙げられる。平成13年のこれらに係る暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は1万2,100人で、総検挙人員の39.1%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は3,572人で、構成員の検挙人員全体の36.1%を占めている。(図表2-9、10)。

図表 2 - 9 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員及び準構成員検挙人員の推移

年 次	平 9	10	11	12	13
区 分					
暴力団構成員及び準構成員の検挙人員	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917
覚 せ い 剤	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298
恐 喝	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070
賭 博	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238
ノ ミ 行 為 等	2,235	1,577	1,256	736	494
合 計	14,405	13,695	13,653	12,910	12,100

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 10 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員検挙人員の推移

年 次	平 9	10	11	12	13
区 分					
暴力団構成員の検挙人員	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893
覚 せ い 剤	2,191	2,028	2,225	2,122	1,949
恐 喝	1,283	1,368	1,367	1,488	1,398
賭 博	364	238	188	131	118
ノ ミ 行 為 等	270	237	206	143	107
合 計	4,108	3,871	3,986	3,884	3,572

【事 例】 山口組傘下組織幹部らによるさい本引き賭博事件（兵庫）

山口組傘下組織幹部(35)らは、1月、兵庫県赤穂市内のビルの一室において賭客数名を集め、張り札、さいころ等を使用して、俗にさい本引きと称する賭博を行い、その際、賭客から寺銭名下に金銭を徴収して利を図った（6月1日検挙）。

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団の資金獲得活動は時代に応じて変化しており、伝統的資金獲得犯罪のほかに、暴力団自らが経営に関与する企業等を通じて、又は、暴力団が企業と結託していわゆる表の経済社会へ進出し、一般の経済取引を装うなどして、様々な犯罪を引き起こし、資金を獲得している。

【事例 1】 山口組傘下組織関係企業による住管機構被害にかかる中抜き詐欺事件（兵庫）

山口組傘下組織関係企業である不動産会社の代表取締役(55)らは、かねて同社所有にかかる土地建物を担保に旧住専から4億5,000万円を借り入れていたが、返済が滞ったため、旧住専から前記債権を譲り受けた住管機構（現：整理回収機構）に対し、真実は本件土地を7,300万円で売却することが決まっていたにもかかわらず、これを秘し、平成9年8月ころ、「5,200万円で買い手が見つかった。経費を差し引いた5,000万円を返済に充てるので担保を抜いてもらえませんか。」等と虚構の事実を申し向け、5,000万円の返済を条件に抵当権等の抹消登記手続をさせて財産上不法の利益を得た（5月31日検挙）。

【事例 2】 山口組傘下組織関係企業による特許権・専任使用権契約名下の広域詐欺事件（愛知）

山口組傘下組織関係企業役員(47)らは、旅館業を営む有限会社から、運転資金を融資するなどとして、同社振出しの約束手形を詐取しようとして、平成12年4月、同社取締役に対し、「台湾の学者が開発した注射器の特許権と専任使用権を取得するための契約を進めているが、どうしても見せ金として手形が必要になった。商談が終わればすぐに手形は返す。この商談がまとまっても、まとまらなくても5,000万円を融資してあげます。」等と告げて、同社振出し名義の約束手形6通（額面金額合計1億4,000万円）を騙し取った（4月24日検挙）。

【事例 3】 関西国際空港第二期工事に絡む下請工事発注を仮装した企業グループ参入金名下の詐欺事件（大阪）

建設会社社長(65)は、同社のグループ企業に参入すれば関西国際空港二期工事に関連する下請け工事を確実に発注するとして事業計画を捏造し、和歌山県下の建設業者に対して、同グループへの参入金を拠出すれば、淡路島の土取場における伐採工事等を確実に受注できると誤信させ、平成12年8月、同人から現金400万円の交付を受けた(10月8日検挙)。

ウ 国際的な活動による資金獲得犯罪

暴力団は、海外の組織犯罪集団と連携し、又は来日外国人犯罪者と手を結び、資金獲得を図るため、様々な犯罪を引き起こしている。

【事例 1】 山口組傘下組織組員らによる公正証書原本不実記載・同行使（偽装結婚）事件（北海道）

山口組傘下組織組員(28)、中国人女性らは、日本への入国及び長期在留資格の取得のため、平成12年1月、札幌市役所において、虚偽の婚姻届を提出するなどして、戸籍簿にその旨不実の記載をさせるとともに、これを同市役所に備え付けさせて行使した（2月2日検挙）。

【事例 2】 山口組傘下組織幹部、中国人グループらによる緊縛強盗事件（北海道）

山口組傘下組織幹部(50)、中国人グループらは、平成12年12月、函館市内の民家に窓ガラスを割るなどして侵入し、家人を殴打し、粘着テープで緊縛するなどして、現金約1,300万円を強取し、その際骨折等の傷害を負わせた（5月10日検挙）。

【事例 3】 暴力団周辺者らによるフィリピン共和国での保険金詐欺未遂事件（沖縄）

暴力団周辺者（53）らは、交通事故を偽装して保険金を騙し取ることを企て、海外旅行傷害保険等に参加した上、平成12年3月、フィリピン共和国内において、故意に自己の左手を切断して現地の警察や病院に虚偽の申告をし、内容虚偽の診断書や事故証明書を帰国後に保険会社に提出して保険金を詐取しようとした（10月12日検挙）。